

## 水質・土壌ダイオキシン類監視調査業務委託仕様書

水質・土壌ダイオキシン類監視調査業務委託に関する仕様は、次のとおりとする。

### 1 委託業務名

水質・土壌ダイオキシン類監視調査業務

### 2 調査目的

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による水質及び土壌の汚染状況並びに排出水の排出基準への適合状況についての監視調査を行う。

### 3 業務内容

次の試料区分に基づく採水地点について、試料を採取し、測定を行う。

なお、土地等の管理者等の都合により、試料採取地点が近隣へ変更となった場合は、市が指示した地点において採取を行う。

- (1) 水質（計 5 地点）（河川水 予定：甲突川・稲荷川）  
（地下水 予定：山田町、宇宿周辺、松元地区）
- (2) 河川底質（計 2 地点）（予定：甲突川・稲荷川）
- (3) 土壌（計 5 地点）（予定：山田町、宇宿周辺、松元地区、発生源周辺 2 地点については未定）
- (4) 排水（計 1 地点）（予定：谷山港）

### 4 調査方法

#### (1) 河川水質

- ①日本産業規格K 0 3 1 2に定める方法<sup>\*1</sup>
- ②施行通知<sup>\*2</sup>第 3 の 2 - ( 2 ) - イ - (イ)
- ③水質調査方法（昭和 46 年 9 月 30 日付け環水管第 30 号）

#### (2) 河川底質

- ①水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法<sup>\*1</sup>
- ②ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準の施行について（平成 14 年 7 月 22 日付け環水管 170 他）第 3 の 2
- ③ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和 4 年 3 月環境省水・大気環境局水環境課）

#### (3) 地下水質

- ①日本産業規格K 0 3 1 2に定める方法<sup>\*1</sup>
- ②施行通知<sup>\*2</sup>第 3 の 2 - ( 2 ) - イ - (イ)
- ③水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について（平成元年 9 月 14 日付け環水管第 189 号）の別紙「地下水調査方法」

#### (4) 土壌

- ①土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法<sup>\*1</sup>
- ②施行通知<sup>\*2</sup>第 3 の 2 - ( 2 ) - イ - (ウ)

③ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和4年3月環境省水・大気環境局土壌環境課）

(5) 排水水

①日本産業規格K0312に定める方法<sup>※3</sup>

②水質調査方法（昭和46年9月30日付け環水管第30号）

※1：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）の別表に規定される測定方法

※2：ダイオキシン類対策特別措置法の施行について（通知）（平成12年環水管第1号他）

※3：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第2号に規定される測定方法

5 品質管理

(1) 品質保証・品質管理計画書の提出

受注者は業務着手前にダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成12年環境省／平成22年3月31日改訂）に規定する「品質保証・品質管理計画書」（A4版）を作成し、1部提出するものとする。

(2) 品質保証・品質管理結果報告書の提出

受注者は、上記（1）に基づき実施した結果を、ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成12年環境省／平成22年3月31日改訂）に規定する「品質保証・品質管理結果報告書」（A4版）を作成し、1部提出するものとする。

(3) 試料採取への立会

試料採取が適切に実施されていることを確認するため、対応可能な場合は、発注者は試料採取に立ち会うものとする。

6 留意事項

(1) 試料採取は、受託した特定計量証明事業所の職員で、ダイオキシン類の水質、底質及び土壌の環境調査業務において試料採取の経験のある者が行うものとする。

(2) 試料採取の日時等については、9月中旬から11月中旬までを予定とするが、決定にあたっては、受注者は発注者と事前に協議を行うものとする。なお、天候の急変等により、試料採取日程を変更する必要性が生じた場合においても、受注者は適正に対応するものとする。

(3) 二重測定については、水質（河川水・地下水・排水水）、底質・土壌の2つの区分ごとに1試料を対象として行うものとする。測定する試料は、定量下限値以上の濃度を示す任意の試料とする。なお、トラベルブランク試験は実施しなくてよい。

(4) 本業務の実施によって知り得た測定結果等については、守秘義務を負うものとする。

7 履行期間

令和9年3月12日まで

8 中間報告

上記の「5 品質保証・品質管理計画書」に規定するもののうち、測定精度の管理に関する事項の実施状況、試料採取時の記録、採取試料の物理・化学的情報については、試料の採取後速やかに中間報告として関係資料を提出するものとする。

## 9 最終報告

業務の実施結果の最終報告は、以下に示す報告書等を提出することにより行うものとする。

- (1) 水質・土壌ダイオキシン類監視調査業務報告書（A4版） 2部  
試料採取時の写真、計量証明書を添付し、環境基準、国等の測定結果等との比較評価を行い、本業務の測定結果を整理するものとする。
- (2) 品質保証・品質管理結果報告書（A4版） 1部  
「5 品質管理」の（2）のとおりとする。
- (3) 環境省が指定する様式での報告（CD-ROM） 1部  
別途発注者が指示する環境省指定の様式に測定結果等のデータを入力するものとする。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定するものとする。